

廃棄物処理法、家電・小型家電リサイクル法に基づく許可等を受けた者で、

有害使用済機器の保管等に関する届出を要しないこととなる者

	許可等の内容	届出不要となる処理	
		保管	処分
1	一般廃棄物収集運搬業者（積替保管を含む収集運搬に係る許可を受けた者に限る。）	届出不要	
2	一般廃棄物処分業者	届出不要	届出不要
3	一般廃棄物再生利用認定業者（積替保管を含む収集運搬のみに係る認定を受けた者に限る。）	届出不要	
4	一般廃棄物再生利用認定業者（処分に係る認定を受けた者に限る。）	届出不要	届出不要
5	一般廃棄物広域的処理認定業者（その委託を受けて当該認定に処理を業として行う者（法第9条の9第2項第2号に規定する者であって積替施設を有する者に限る。））	届出不要	
6	一般廃棄物広域的処理認定業者（その委託を受けて当該認定に係る処理を業として行う者（法第9条の9第2項第2号に規定する者であって当該処理の用に供する施設を有する者に限る。）を含む。）	届出不要	届出不要
7	産業廃棄物収集運搬業者（積替保管を含む収集運搬のみに係る認定を受けた者に限る。）	届出不要	
8	産業廃棄物処分業者	届出不要	届出不要
9	産業廃棄物再生利用認定業者（積替保管を含む収集運搬に係る許可を受けた者に限る。）	届出不要	
10	産業廃棄物再生利用認定業者（処分に係る認定を受けた者に限る。）	届出不要	届出不要
11	産業廃棄物広域的処理認定業者（その委託を受けて当該認定に処理を業として行う者（法第15条の4の3第2項第2号に規定する者であって積替施設を有する者に限る。）を含む。）	届出不要	
12	産業廃棄物広域的処理認定業者（その委託を受けて当該認定に係る処理を業として行う者（法第15条の4の3第2項第2号に規定する者であって当該処理の用に供する施設を有する者に限る。）を含む。）	届出不要	届出不要
13	市町村の委託（非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。）を受けて一	届出不要	

	許可等の内容	届出不要となる処理	
	一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者（積替保管を含む収集運搬に係る委託を受けた者に限る。）		
14	再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの処分を業として行う者であって市町村長の指定を受けたもの（積替保管を含む収集運搬に係る指定を受けた者に限る。）	届出不要	
15	広域的に収集又は運搬することが適当であるものとして環境大臣が指定した一般廃棄物を適正に収集又は運搬することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者（積替保管を含む収集運搬に係る指定を受けた者に限る。）	届出不要	
16	市町村の委託（非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。）を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者	届出不要	届出不要
17	再生利用されることが確実であることが適当であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの処分を業として行う者であって市町村長の指定を受けたもの	届出不要	届出不要
18	広域的に処分することが適当であるものとして環境大臣が指定した一般廃棄物を適正に処分することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者	届出不要	届出不要
19	再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの収集運搬を業として行う者であって都道府県知事の指定を受けたもの（積替保管を含む収集運搬に係る指定を受けた者に限る。）	届出不要	
20	再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの処分を業として行う者であって当該都道府県知事の指定を受けたもの	届出不要	届出不要
21	広域的に処分することが適当であるものとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適正に処分することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者	届出不要	届出不要
22	家電リサイクル法第23条第1項の認定を受けた製造業者等	届出不要	届出不要
23	家電リサイクル法第23条第1項の認定を受けた製造業者等の委託を受けて積替保管を行う者（当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。）	届出不要	
24	家電リサイクル法第23条第1項の認定を受けた製造業者等の委託を受けて処分を行う者（当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。）	届出不要	届出不要

	許可等の内容	届出不要となる処理	
25	家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人	届出不要	届出不要
26	家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人の委託を受けて積替保管を行う者（当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。）	届出不要	
27	家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人の委託を受けて処分を行う者（当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。）	届出不要	届出不要
28	小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者 （当該認定を受けた再資源化事業計画（変更があった場合には、その変更後のもの。以下同じ。）に従って積替保管のみを行う場合に限る。）	届出不要	
29	小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者 （当該認定を受けた再資源化事業計画に従って処分を行う場合に限る。）	届出不要	届出不要
30	小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて積替保管を行う者（当該認定を受けた再資源化事業計画に従って積替保管のみを行う者に限る。）	届出不要	
31	小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて処分を行う者（当該認定を受けた再資源化事業計画に従って処分を行う者に限る。）	届出不要	届出不要

注）有害使用済機器の対象品目の廃棄物の処理に係る許可等とは、金属又はプラスチックを主として含む廃棄物の処理に係る許可等を含みます。

法：廃棄物処理法

省令：廃棄物処理法施行規則

引用元）有害使用済機器の保管等に関するガイドライン（第1版）平成30年3月環境省作成）